

## 第4 暫定賦課・過及賦課

### 1. 暫定賦課について

#### (1) 普通徴収に係る暫定賦課

保険料の賦課徴収に当たって、保険料算定のもととなる市町村民税の課税非課税の別や合計所得金額が確定しないため、普通徴収に係る保険料額を確定することができない場合には、市町村の条例で定めるところにより、保険料額が確定するまでの間、暫定的に前年度分の保険料額を基礎として保険料を算定し、賦課、徴収することができます。

すなわち、市町村民税の確定するまでの間に到来する納期に限り、当該者の前年度の保険料額を当該年度の当該保険料に係る納期数で割った1納期当たりの徴収額の範囲内で、保険料を普通徴収することができることするものです。

普通徴収に係る暫定賦課を行うか否かは、各市町村の判断に委ねられるものです。

なお、特別徴収に係る保険料額については、法律上、当該年度の4月、6月及び8月に支払われる特別徴収対象年金給付から徴収される保険料額について、前年度の支払回数割保険料額と基本的に同額により仮徴収されることとされており、条例で特別の規定を設ける必要はありません。

#### (2) 不足額の徴収、過納額の還付

暫定賦課を行った場合において、暫定賦課額がその年度分の保険料額に満たないときは、保険料額の確定日以後の納期において、その不足額を徴収しなければなりません。

また、暫定賦課により徴収した額がその年度分の保険料額を超えるときは、過納額を還付し、又はその者に係る未納となっている徴収金に充当することができるようにななければなりません。

こうした規定も、条例上設けることが適当と考えます。

### (3) 保険料額の修正の申出等

条例上、暫定賦課の場合において、賦課された者のその年度分の保険料額が、前年度の保険料額の2分の1に満たなくなると認められるときは、保険料額の修正を申し出ることができるようになります。

## 2. 遷及賦課について

被保険者の転入を把握できずにいた場合、被保険者について所得更正が行われた場合等、被保険者資格取得の事実を把握できなかった場合や保険料設定の基礎となる事実が変更されることにより、既に賦課している保険料額を遡及して変更する必要が生ずる場合があります。

こうした場合には、保険料の徴収権の消滅時効との整合性を図る観点から、2年を上限に遡及賦課を行うこととする点に留意が必要です。

## 第5 徴収猶予及び減免

法第142条では、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対して保険料の徴収猶予又は減免を行うことができるとしております。

その事由としては、利用者負担の減免事由等との均衡を踏まえ、次に掲げるような事情とすることが考えられます。

- ① 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

徴収猶予は、一定期間を限って行うことが適当です。

また、年度中途における減免は、未到来の納期に係る保険料額についてのみ対象とすることとなります。



事務連絡  
平成12年1月26日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室長

介護保険条例参考例について

各市町村における介護保険条例の策定の参考に供するため、別添のとおり介護保険条例参考例を作成したのでご活用願いたい。

(別添)

## ○何市(区、町、村)介護保険条例(参考例)

\*を付した条項は、全ての市町村において定める必要がないもの。

### 目次

第一章	この市(区、町、村)が行う介護保険(第一条)
第二章	介護認定審査会(第二条―第三条)
第三章	保険給付(第四条―第十二条)
第四章	保健福祉事業(第十三条―第十四条)
第五章	保険料(第十五条―第二十五条)
第六章	罰則(第二十六条―第三十条)

### 附則

第一章 この市(区、町、村)が行う介護保険

第一条 この市(区、町、村)が行う介護保険については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。

第二章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第二条 何市(区、町、村)介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、何人とする。(規則への委任)

第三条 法令及びこの条例に定めるものほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第二章 保険給付

(居宅介護サービス費区分支給限度基準額の特例)

\*第四条 訪問通所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が受ける訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用することができます額とする。

一 要介護一 何単位

二 要介護二 何単位

三 要介護三 何単位

四 要介護四 何単位

五 要介護五 何単位

2 短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、法第四十二条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用する日数の合計が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分及び同表の中欄に掲げる短期入所限度額管理期間に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる日数に至るまで居宅要介護被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用することができます額とする。

要介護状態区分	短期入所限度額管理期間	日数
---------	-------------	----

要介護一又は要介護二		六月間	何日	
要介護三又は要介護四		六月間以外	何日	何日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）
要介護五		六月間	何日	
	六月間以外		何日	何日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）

（居宅介護サービス費種類支給限度基準額）

\* 第五条 何々（注一）に係る法第四十二条第四項の居宅介護サービス費種類支給限度基準額は、居宅要介護被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

一 要介護一 何単位

二 要介護二 何単位

三 要介護三 何単位

四 要介護四 何単位

五 要介護五 何単位

（居宅介護福祉用具購入費に係る支給限度基準額）

\* 第六条 法第四十四条第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（居宅介護住宅改修費に係る支給限度基準額）

\* 第七条 法第四十五条第五項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（居宅支援サービス費等に係る区分支給限度基準額）

\* 第八条 訪問通所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、第五十五条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める額にかかわらず、居宅要支援被保険者が受ける訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が何単位に至るまで居宅要支援被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

2 短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、第五十五条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める額にかかわらず、居宅要支援被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用する日数の合計が、短期入所限度額管理期間が六月間の場合は何日に至るまで、短期入所限度額管理期

（注一） 居宅サービスの種類を規定する。例 訪問介護

間が六月間でない場合にあつては何日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）に至るまで短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

（居宅支援サービス費等に係る種類支給限度基準額）

\*第九条 何々（注二）に係る法第五十五条第四項の居宅支援サービス費種類支給限度基準額は、居宅要支援被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が何単位に至るまで居宅要支援被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

（居宅支援福祉用具購入費に係る支給限度基準額）

\*第十条 法第五十六条第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（居宅支援住宅改修費に係る支給限度基準額）

\*第十二条 法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（市町村特別給付）

\*第十二条 この市（区、町、村）は、次の各号に掲げる種類の市町村特別給付を行う。

2 (一) 何々費の支給

2 (二) 前項各号に規定する市町村特別給付費の支給は、次に掲げるところによるものとする。  
（一）何々費の支給については、何々とする。

#### 第四章 保健福祉事業

（保健福祉事業）

\*第十三条 この市（区、町、村）は、介護者等に対する介護方法の指導その他の介護者等の支援のために次に掲げる事業を行う。

2 (一) 何々

2 (二) この市（区、町、村）は、被保険者が要介護状態となることを予防するために次に掲げる事業を行う。

（一）何々

3 この市（区、町、村）は、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために次に掲げる事業を行う。

（一）何々

4 この市（区、町、村）は、被保険者が利用する介護給付等対象サービス等のため費用に係る資金の貸付けその他の次に掲げる事業を行う。

（一）何々

\*第十四条 前条に定めるもののか、保健福祉事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

#### 第五章 保険料

（保険料率）

第十五条 平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（注二）居宅サービスの種類を規定する。例 訪問介護

- 一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第二十八条  
 第一項第一号に掲げる者 何円
- 二 令第二十八条第一項第二号に掲げる者 何円
- 三 令第二十八条第一項第三号に掲げる者 何円
- 四 令第二十八条第一項第四号に掲げる者 何円
- 五 令第二十八条第一項第五号に掲げる者 何円
- \* 2 平成何年度から平成何年度までの令第二十八条第一項第四号の基準所得金額は、令第三十八条第六項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第百四十三条の規定にかかわらず、何万円とする。
- 六 令第二十九条第一項第一号に掲げる者 何円
- 七 令第二十九条第一項第二号に掲げる者 何円
- 八 令第二十九条第一項第三号に掲げる者 何円
- 九 令第二十九条第一項第四号に掲げる者 何円
- 十 令第二十九条第一項第五号に掲げる者 何円
- 十一 令第二十九条第一項第六号に掲げる者 何円
- 2 平成何年度から平成何年度までの令第二十九条第一項第四号イの市町村の定める額は、何万円とする。
- 3 平成何年度から平成何年度までの令第二十九条第一項第五号イの市町村の定める額は、何万円とする。  
 （普通徴収に係る納期）

第十六条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十月一日から同月三十一日まで

第四期 一月一日から同月三十一日まで

2 第二十九条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。）

2 前項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、市（区）、町、村長が別に定めることができる。この場合において、市（区）、町、村長は、当該第一号被保険者（及び連帯納付義務者（法第二百三十二条第一項及び第三項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第二十条において同じ。））に対しその納期を通知しなければならない。（注二）

3 納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期（注四）に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合）

第十七条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月

（注二） 連帯納付義務者の規定が必要なのは、連帯納付義務者に対して納入通知書により納付を求める場合であり、また、世帯主に係る連帯納付義務のみを適用する場合は、「連帯納付義務者」にかわり「第一号被保険者の属する世帯の世帯主」と規定することも考えられる。（第二十条も同様）

（注四） 転定賦課を行う市町村については、転定賦課に係る納期終了後の最初の納期を規定する。

- まで月割りをもつて行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、口及びハ、第二号口、第三号口又は第四号口に該当するに至った第一号被保険者（第一項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 3 保険料の賦課期日後に令第二十九条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）口及びハ、第二号口、第三号口、第四号口並びに第五号口に該当するに至った第一号被保険者（第一項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前二項の規定により算定された当該年度における保険料の額に何円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。  
 （普通徴収の特例）
- \*第十八条 保険料の額の算定の基礎に用いる市（区、町、村）民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十二号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市（区、町、村）長が必要と認める場合には、当該額の範囲内において市（区、町、村）長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。
- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第一号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。  
 （普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）
- \*第十九条 前条第一項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の二分の一に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の規定による納入の通知の交付を受けた日から二十日以内に市（区、町、村）長に同項の規定によつて徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による修正の申出があつた場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市（区、町、村）長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第一項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。  
 （保険料の額の通知）
- 第二十条 保険料の額が定まつたときは、市（区、町、村）長は、速やかに、これを第一号被保険者（及び連帯納付義務者）に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。
- （保険料の督促手数料）
- 第二十一条 保険料の督促手数料は、督促状一通につき何円とする。  
 （延滞金）
- 第二十二条 法第二百二十二条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以

下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額ににつき年何パーセントの割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

#### (保険料の徴収猶予)

第二十三条 市(区、町、村)長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六カ月(何カ月)以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類添付して、市(区、町、村)長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

#### (保険料の減免)

第二十四条 市(区、町、村)長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類添付して、市(区、町、村)長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

一一 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収  
対象年金給付の支払に係る月

3 二 減免を必要とする理由

3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、  
直ちにその旨を市(区、町、村)長に申告しなければならない。  
(保険料に関する申告)

第二十五条 第二号被保険者は、毎年度何月何日まで(保険料の賦課期日後に第一号被保  
険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から何日以内)に、第一号被保険者  
本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村  
民税の課税者の有無その他の市(区、町、村)長が必要と認める事項を記載した申告書を  
市(区、町、村)長に提出しなければならない。

第六章 罰則

第二十六条 この市(区、町、村)は、第一号被保険者が法第十二条第一項本文の規定に  
よる届出をしないとき(同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世  
帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、  
十万円以下の過料を科する。

第二十七条 この市(区、町、村)は、法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、  
法第三十四条第一項後段、法第二十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二  
項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない  
者に対し十万円以下の過料を科する。

第二十八条 この市(区、町、村)は、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一  
号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正  
当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提  
示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、  
若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第二十九条 この市(区、町、村)は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法  
律の規定による徴収金(法第一百五十三条第一項に規定する納付金及び法第一百五十七条第一  
項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍  
に相当する金額以下の過料を科する。

第三十条 前四条の過料の額は、情状により、市(区、町、村)長が定める。

2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その  
発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。(ただし、第 条の規定は、  
公布日から施行する。)

(平成十二年度及び平成十三年度における保険料率の特例)

\*第二条 平成十二年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の  
各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 令第二十八条第一項第一号に掲げる者 何円

二 令第二十八条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第二十八条第一項第三号に掲げる者 何円

四 令第二十八条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第二十八条第一項第五号に掲げる者 何円

2 平成十三年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に  
掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 令第二十八条第一項第一号に掲げる者 何円

二 令第二十八条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第二十八条第一項第三号に掲げる者 何円

四 四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円

\*第三条 平成十二年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第十六条の規定に関わらず、  
次のとおりとする。

第一期 十月一日から同月三十一日まで

第二期 一月一日から同月三十一日まで

(第三条 平成十二年度の普通徴収に係る納期について、第 条の規定を適用する場  
合においては、同条中「毎月末日」とあるのは「十月以後毎月末日」とする。)

2 平成十二年度において第十六条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「別  
に定めることができる。」とあるのは「十月一日以後において別に定める時期とするこ  
とができる。」とする。

3 平成十三年度においては、第二期及び第四期の納期に納付すべき保険料の額は、(第一  
期及び(注五)第二期の納期に納付すべき保険料の額に二(注六)を乗じて得た額  
とすることを基本とする。)

(3 平成十三年度においては、十月から三月の納期に納付すべき保険料の額は、四月か  
ら九月の納期(第十八条第一項の規定により保険料を賦課する場合については、当該賦  
課に係る納期を除く。)に納付すべき保険料の額に二(注六)を乗じて得た額とすること  
を基本とする。)

(平成十二年度及び平成十三年度における普通徴収の特例)

\*第四条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における  
当該第一号被保険者に係る保険料の額は、第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、  
平成十二年度においては、平成十二年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保  
険料額(次条において「平成十二年度通年保険料額」という。)を六で除して得た額に、  
平成十二年十月から平成十三年三月までの間ににおいて被保険者資格を有する月数  
(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が  
属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成十三年度にお  
いては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平成十二年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成十  
三年度通年保険料額」という。)を十八で除して得た額に、平成十三年四月から同年  
九月までの間ににおいて被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

二 平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に、平成十三年十月から平成十四年  
三月までの間ににおいて被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

\*第五条 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ(同号に規定する老齢福祉  
年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、  
口及びハ、第二号口、第三号口又は第四号口に該当するに至った第一号被保険者に係る  
保険料の額は、第十七条第二項の規定にかかわらず、平成十二年度及び平成十三年度に  
おいては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 当該該当するに至った日が、平成十二年四月一日から同年十月三十一日までの間で  
ある場合 該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに  
規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額

二 当該該当するに至った日が、平成十二年十一月一日から平成十三年三月三十一日ま  
での間である場合 令第三十八条第一項第一号イ、口及びハ、第二号口、第三号口又

(注五) 第一期が暫定賦課に係る納期の場合は、第一期を除くことが考えられる。

(注六) 臨時特例交付金のうちいわゆる特別枠の交付を受ける市町村については、当該市  
町村の平成十二年度後半以降の保険料水準を踏まえて、一から一の間の数値を規定する。

は第四号口に該当しなかつたとした場合の平成十二年度通年保険料額を六で除して得た額に平成十二年十月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額を六で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十三年三月までの月数を乗じて得た額の合算額

二 当該該当するに至った日が、平成十二年四月一日から同年九月三十日までの間である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号口、第三号口又は第四号口に該当しなかつたとした場合の平成十二年度通年保険料額を十八で除して得た額に平成十三年四月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額を十八で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十三年九月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額に三分の一を乗じて得た額の合算額

四 当該該当するに至った日が、平成十三年十月である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号口、第三号口又は第四号口に該当しなかつたとした場合の平成十二年度通年保険料額を二で除して得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十二年度通年保険料額に三分の一を乗じて得た額の合算額

五 当該該当するに至った日が、平成十三年十一月一日から平成十四年三月三十一日までの間である場合 令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号口、第三号口又は第四号口に該当しなかつたとした場合の平成十三年度通年保険料額を三で除して得た額、令第三十八条第一項第一号イ、ロ及びハ、第二号口、第三号口又は第四号口に該当しなかつたとした場合の平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に平成十三年十月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成十三年度通年保険料額を九で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成十四年三月までの月数を乗じて得た額の合算額  
(平成十二年度における特別徴収の仮徴収の額)

\* \* 第 条 この市(区、町、村)の行う介護保険に係る介護保険法施行法第十六条第三項に規定する平成十二年度における介護保険料の特別徴収の仮徴収の額は、介護保険法施行規則第百七十五条の二の規定にかかわらず、何円とする。

(平成十二年度における普通徴収の特例)

\* \* 第 条 平成十二年度の保険料の普通徴収について第十八条の規定を適用する場合においては、同条中「その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額」とあるのは「何円」とする。

(関係条例の廃止)

第六条 何市(区、町、村)介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成十一年何市(区、町、村)条例第 号)は、廃止する。

\* \* 2 何市(区、町、村)の平成十二年度における介護保険料の特別徴収の仮徴収の額に係る条例(平成十一年何市(区、町、村)条例第 号)は、廃止する。

## 介護保険事業状況報告記載要領（案）

### 1. 適用状況（様式1から様式1の3）

- (1) 「(1) 第1号被保険者数」には、当該市町村の第1号被保険者数を年齢階級等に区分して記入すること。
- ① 「65歳以上75歳未満」には、「前月末現在」欄に当該月の前月末現在で65歳以上75歳未満の第1号被保険者数を、「当月末現在」欄に当月末現在で65歳以上75歳未満の第1号被保険者数をそれぞれ記入すること。
- ② 「75歳以上」には、「前月末現在」欄に当該月の前月末現在で75歳以上の第1号被保険者数を、「当月末現在」欄に当月末現在で75歳以上の第1号被保険者数をそれぞれ記入すること。
- ③ 「(再掲) 外国人被保険者」には、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録を行っており、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）により決定された入国当初の在留期間が1年以上であるか、1年未満であっても入国目的や入国後の生活実態等から1年以上滞在すると認められることにより当該市町村の被保険者資格を取得している第1号被保険者数を、「前月末現在」及び「当月末現在」欄にそれぞれ再掲すること。
- ④ 「(再掲) 住所地特例被保険者」には、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第13条の規定により他の市町村の介護保険施設に入所するために住所を変更した者であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第25条第1項の規定による届け出を行った第1号被保険者数を、「前月末現在」及び「当月末現在」欄にそれぞれ再掲すること。
- ⑤ 「計」には、「前月末現在」欄、「当月末現在」欄それぞれに「65歳以上75歳未満」及び「75歳以上」の合計を記入すること。また、「当月中増」欄については、当該月において被保険者資格の取得により増加した第1号被保険者数を、「当月中減」欄については、被保険者資格の喪失により減少した第1号被保険者数をそれぞれ記入すること。なお、「当月中増」欄については、65歳到達により当月中に第2号被保険者から第1号被保険者となった者を含めて計上すること。
- (2) 「(2) 第1号被保険者増減内訳」には、「(1) 第1号被保険者数」における「当月中増」及び「当月中減」について、その増減事由別の内訳を記入すること。
- ① 「転入」欄については、当該市町村に住所を有することにより被保険者資格を取得した第1号被保険者数を、「転出」欄については、当該市町村に住所を有しなくなったことにより当該市町村の被保険者資格を喪失した第1号被保険者数を記入すること
- ② 「職権復活」欄、「職権喪失」欄については、当該市町村の職権により被